

# 資料 1- 2

## 司法アクセス検討会・有識者懇談会における主な意見

### 第 1 現状分析

#### 1 アクセスポイント

- ・ 一般の人にとって、最初にどこに行ったらよいのかわかりにくい（第 7 回検討会）。
- ・ 身近なところに相談を受けることのできる場所がなかったり、あっても相談件数が多く対応に苦慮している（有識者懇談会）。
- ・ 法律相談が各機関によりバラバラに行われており、各機関の間の連携が十分でない（第 11 回検討会）。
- ・ 相談を受けてからその先の法律サービスの提供へのつながりが十分ではない（第 11 回検討会）。

#### 2 民事法律扶助

- ・ 消費者金融事件、破産事件への対応で手一杯であり、本来扶助すべき事件に手が回っていない（有識者懇談会）。

#### 3 司法過疎

- ・ 過疎地にも法律サービスのニーズはある。受け皿がないだけである（有識者懇談会）。
- ・ 弁護士がいない地域において、ヤミ金融や悪徳商法が横行している（有識者懇談会）。
- ・ 司法過疎を克服するためには、法曹人口の増加や日本弁護士連合会等による自主的な取り組みのみでは、不十分である（第 16 回検討会）。

### 第 2 取り組むべき課題及び解決方法

#### 1 アクセスポイント

- ・ 相談所を充実させ、相談所があることを P R すべきである（第 7 回検討会）。
- ・ 情報提供や相談にはインターネット等の通信手段の利用を検討すべきである（第 11 回、第 16 回検討会）。

# 資料 1- 2

- ・ アクセスポイントについては、相談を受けて、適切に振り分ける機能が重要である（第 1 2 回検討会）。
- ・ 相談の後、司法による解決が必要になった場合には司法につなげるような仕組みが必要である（第 1 2 回検討会）。
- ・ 隣接法律専門職種の活用も考えられる（第 1 6 回検討会）。

## 2 民事法律扶助

- ・ 民事法律扶助について、スタッフ制の採用など事業の効率化を図っていくべきである（第 1 2 回、第 1 6 回検討会）。

## 3 司法過疎対策

- ・ 司法過疎地においても弁護士等による法律サービスを提供できるようにするため、これまでの日弁連等による取組みに加え、何らかの手当てが必要である（第 1 6 回検討会）。

## 第 3 必要なサービス提供を行うための仕組み

- ・ 相談窓口をまとめるような組織が必要である（第 1 2 回検討会）。
- ・ 利用相談窓口の充実、民事法律扶助の拡充、司法過疎対策等を行う運営主体についての選択肢として、独立行政法人があり得る（第 1 6 回検討会）。

（注）本資料は、司法アクセス検討会、司法ネット（仮称）に関する有識者懇談会における主な意見を事務局において要約したものである。